

入札等に関する有識者会議（令和4年度第3回）議事要旨

【抽出の対象とする案件の報告】

鳥海委員より、令和4年4月から令和4年7月までの発注工事から制限付一般競争入札案件3件について抽出した旨、その理由を含めて説明。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 城西団地第3棟大規模改善給排水衛生設備工事（設計施工：財務部公共施設管理課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 工事業者の手持ち工事が増加する秋口であれば、無理して入札参加しないということも考えられるが、夏期の発注で1者応札かつ、ほぼ予定価格近辺である。この工事は住民が生活しながら行う修繕工事だったため、相当難しい工事なのか。	○ 1つのフロアに4世帯あり、5階建てのため計20世帯が生活をしている中で、洗面台等の室内にある污水管を一度撤去し、そこにある排水管を切断・撤去、その後洗面台を元に戻し、室外に新たな污水管を設置して室内の洗面台と繋ぐ、また、トイレの洋便器を交換するなど、室内での改修工事であった。住民との調整等も必要であったため、事業者が施工するにあたっては、条件が良くなかったという点が当該工事の入札参加者が少なかった要因の一つであると推測している。
② 工期はどのくらいか。長いのか。	○ トータル129日間の工事であるため、長い工期だと考える。
③ 工事期間中は仮設トイレが設置され、そちらを使用するよう住民への説明もあったのか。	○ 仮設トイレを設ける等での工事であった。
④ 全体として管工事において応札者が少ないことに対して、どういう思いがあるか。	○ 事務局としては大きく2つ推測している。 1つは民間工事との競合。管工事は、建物内の給排水・ガス管・冷暖房設備、トイレや洗面台といった水を利用する衛生設備の設置・改修。こういった工事は民間の発注も数多くあ

<p>⑤ 地域要件を緩和するという考え方はないか。</p> <p>⑥ 民間との競合があるのは理解するが、1者2者が応札し、落札しているのは、偶然なのか。</p>	<p>り、公共発注と民間との競合があると考えている。</p> <p>もう1つは公共発注の中でも、管工事業者については、水道施設工事にも入札参加登録をしている事業者が数多くいる。管工事39者のうち30者については、水道施設工事の登録事業者でもある。</p> <p>民間工事との競合、水道施設工事と管工事のより条件の良い方ということで事業者は考えながら入札に参加し、その結果、市発注の管工事については、小規模な改修工事や施工条件が悪い工事があるため、入札参加者が少なくなっているのではないかと推測している。</p> <p>○ 水道施設工事と管工事の登録事業者には重複があるが、登録事業者数自体は市内39者あるため、その中で一定の競争性は確保されていると考えている。また、一回目で不調・参加者がいない入札の再公告については、要件を拡大し、より多くの参加者となるよう方策はとっている。一方で、地元優先発注であるため、地元の中での競争を第一に考えているという面もある。</p> <p>○ 市の管工事の登録業者は39者ある。そのうち、大半の事業者が従業員・技術者が数名程度の中小規模である。その中で、より良い条件の入札に参加したり、受注したりすることになると思うが、施工条件も含め難易度が高い工事が出来るような技術者を抱えている事業者はある程度大きい事業者に限られる。何か特別な背景がある訳ではなく、その時々会社の状況で、入札に参加していただいていると認識している。</p>
--	---

<p>⑦ 管工事に関しては、落札率の数字を見ると1者又は2者が応札し、落札しているのは、偶然ではないのではないかとということが憶測されてしまうところ。喜多方市の管工事は競争がしっかりと出来ている。過度な競争が良いかどうかは分からないが、市の下水道工事や建築工事、電気工事は競争性があると数字上で見ると思う。談合があるとは言えないが、阿吽の呼吸みたいなことがあるのだろうと推測されるのは、落札率を見ると他の都市と違う数字が出てしまう、と去年一年間の資料を見て感じた。そういう意味では、新規参入の事業者として、既存の事業者に遠慮しない事業者が複数者新しく管工事に入ることが必要だと思う。そこを行政が行う訳にはいかないため、民間が頑張るしかないのか、という感想を去年の資料を見て思ったところである。</p> <p>⑧ 喜多方市の数字は。</p> <p>⑨ 水道施設工事の業者と管工事の業者は、ほとんど重複している。水道施設工事の状況を教えてほしい。</p>	<p>○ 昨年、令和2年度入札結果の検証ということで、他団体との比較分析をしたところ。その中で管工事は、令和2年度の数字であるが、落札率が会津若松市 96.3%、福島県 95.3%ということで、1%程度の差はあったが、県との比較の中では、大きく乖離があるような状況でなかった。今後も事務局としても注視したいと考えている。</p> <p>○ 喜多方市は、全体工種の平均、水道施設工事の比較は行っていたが、管工事の比較は持ち合わせていない。</p> <p>○ 令和2年度の国土交通省の調査によると、水道施設工事では喜多方市が 89.2%、本市が 97.5%の落札率で、数字は大きく違うところである。しかし、詳細な分析ではないが、喜多方市と会津若松市では、使用している水道管に違いがあると考えている。喜多方市はいわゆる塩ビ管を主に使用していると聞き及んでいる。会津若松市では先の震災後、地震に強い鋳鉄管を使用しているため、材料の違いが落札率に反映されているのではないかと推測している。</p>
---	---

○ 前回会議でも同様の場面があり、事務局としては「そういうことはない」という説明をしがちだが、ここはそういう場ではないため、もう一度お話をさせていただく。

皆様から出ている指摘は、これまでも繰り返し確認いただいている非常に重要な部分。管工事を対象としているが、水道施設工事と管工事はほぼ同じだと捉えている。

いま説明があった塩ビ管について、先ほどの説明が一つの要因としての仮説である。もう一つは、喜多方市の業界の状況と会津若松市の業界の状況という要因。点数がどうなっているか等に違いがあるかもしれない。少なくとも2つの要因があるが、状況の違いについて、調査の限界があり、そこまで詰められていない。しかし、重要な要因として残っているという認識は我々もある。先ほど、渡部委員より「行政で行う訳にはいかない」と発言いただいたのは大変ありがたいこと。この有識者会議は議事録を公表している。県や他の市と同じように入札状況を監視しているという趣旨が一番大事であるため、今のやりとりも含めて会議録を公表していくことによって、様々な議論を喚起していくことにしたいと思う。その上で、我々としても、少なくとも2つの要因を仮説として考えているため、難しい部分については、そういったことが考えられるような兆し・検討できるような要因がないか、引き続き注意深く見ていきたい。市内の状況を見るということ、また、全国でも同じような状況が様々なあると思うため、様々な状況を含めて注視し、研究・勉強していきたい。

⑩ 受け皿となる業者の状況も地域によって違うことから、単純に比較は出来ない。また、

<p>市の調査にも限界がある。そのあたりは今後 も注視していただければと思う。我々として は適正に契約がなされているかをチェックす ることが重要な役割であると認識している。</p>	
--	--

○No.2 会津若松工業団地5号排水ポンプ改修工事（設計施工：財務部公共施設管理課）の入札状況
（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 第1回目の公告における資格要件中、資格 総合点数は。</p> <p>② 上限を無くしたということか。</p> <p>③ 2点ある。1点目は、1回目で入札参加者 がいなかったのは何故か。難しい工事なの か。 2点目は、2回目の再公告で落札率100%と いうのは、たまたま見積った結果が合ったと いうことか。</p>	<p>○ 第1回目の参加資格の資格総合点数は、350 点以上750点未満で設定した。</p> <p>○ 1回目不調であったため、2回目については 上限を取り払い、枠を拡大した。</p> <p>○ 1点目について。当該工事は、既存ポンプの 分解修理を行うもの。ポンプは非常に大型のも のであり、既製品ではなく、当初設置時におい て、市の仕様に合わせたオリジナルの部品を現 場で組み合わせて作成したもの。今回はその改 修であり、出来る事業者が限られる。実際には 地元で施工出来る事業者はなく、ポンプを主力 とする市外の事業者が下請けに入らないと施工 できない工事であり、難易度は高い。 2点目の高落札率だったということについて は、当該工事の施工が出来るのは限られた事業 者となる。今回の契約金額に占める、実際に分 解・整備を行う下請けの費用は契約金額の約 88%程度と聞き及ぶ。元請は施工管理をする が、下請けが出来る業者から参考見積を取り、 入札に参加することになるため、その結果、高 額になるということもある。利潤が見込めるか という点もあるため、1回目の入札参加者は無 く、2回目も厳しい状況の中での1者の入札で</p>

④ このくらい特殊な工事であれば、地域要件を外し、出来る業者で入札してもらおうということも考えなければいけないのではないか。市外業者で施工出来るところを2～3者指名し、入札を行った方が効率的ではないかと思う。

⑤ このような案件が続くのであれば市外業者へ、ということになると思うが、基本的には市内の業者で仕事を進めていくということを目指すべき。このような案件をみると、予定価格の公表が事前である弊害を感じる。平均の落札率は高い訳ではないとのことだが、ひとつひとつの案件をみると、1回目が不調に終わり、2回目の応札をする際に、「うちだけではないか」と思い、今回のような入札があり得るのではないか。予定価格の事前公表について、こういう面を踏まえて検討すべきではないか。

⑥ 仮定ではあるが、再不調となった場合はどうするのか。

あった。そういった状況の中で、落札率も高くなったと認識している。

○ 例えば、風雅堂の音響設備工事などの施工管理も含めて地元業者では難しい工事については、委員からの申し出のとおり、市外業者に地域要件を拡大し、発注している。今回の工事については、施工管理は地元業者でも十分に可能なものであったため、まずは地元優先発注として、市内業者に公告したものである。

○ ご指摘のとおり。

昨年度より年間を通した中で、制度に問題がないか全体を確認し、ご意見をいただくようになった。この件については、個別工事・市発注の全体を確認しながら、今後も注視していきたい。

また、これまでもご意見を頂戴してきたため、事務局としても検討してきたが、答えが導き出せないという状況にあった。そのため、参考に福島市・郡山市・いわき市に、1者が入札して落札率が高いような案件、また、競争が激しく失格者があり、1者が高落札率で落札した案件の状況を聞き取りで確認を行った。予定価格の事前、事後ということはあるが、各市ともそのような案件が一定数あるとのこと。

ただし、今ほどのご指摘を重く受け止め、今後とも個別案件・全体を通して、注視していく。

○ 一般競争入札で2回実施している案件のため、万が一、入札参加者なしで不調となった場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項の第8号、不調だった場合の随意契約に移行し、事業者を広く探し、施工可能な事業者と随

<p>⑦ 随意契約を行う時の事業者は市内から探すのか、市外から探すのか。</p> <p>⑧ 2回目が不調に終わったときに随意契約に入るが、期間が遅れ、納期が間に合うかという心配もある。2回目の入札の際や随意契約の際に地域要件の緩和を検討し、市外業者が直接受注できる方法を考える余地もあったのではないか。</p> <p>⑨ 随意契約を行う時の事業者は市内から探すのか、市外から探すのかに対する質問の回答をまだいただいていない。</p> <p>⑩ エレベーターは保守管理を含めて随契になっていると思われる。当初施工の業者が図面等を持っているという説明からすると、専門業者しか施工できないということであれば、エレベーターや風雅堂の音響と同じように感じる。当該工事はそれらの工事とは違うとい</p>	<p>意契約となったものと推測する。</p> <p>○ 当該工事は設置の際も受注製作品であり、特注の大きなポンプである。そのため、メーカーでも部品の在庫を持っているものではなく、発注されてから型から作り直すようなもの。そのため、納期も非常にかかる。メーカーで図面を出してもらわないと、そこから型を作ることが出来ないため、部品が揃うまでに時間がかかってしまう。メーカーの仕事を専門で受けている業者でないと、ポンプの分解・組み立ては不可能な状況。納期が長いものが全国的にあると、仕事も回っていかないという状況があると思われる。</p> <p>○ まずは地元の中で出来る業者がないかを確認する。出来ないとなった場合には、地域要件を拡大しながら出来る業者を探す。その中の一つとして、設計を組む段階で参考見積を頂戴した事業者など、施工できる業者を探し、随意契約をするという方法をとっている。</p> <p>○ エレベーターについては、基本は競争があったため、広く入札に付していたところである。全国で設置メーカー以外が改修等を行ったエレベーターでの事故が多発して以降、エレベーターの事故が生じた際の責任の所在・安全性を考え、メーカーへ発注せざるを得ないという考え</p>
---	---

<p>うことで、市内を要件にしたということか。エレベーターの工事発注は、今どのように行っているのか。</p> <p>⑪ 市内業者で施工管理できるかどうかは1つの判断基準。</p>	<p>が全国的にあり、メーカーと随意契約をしている現状にある。</p> <p>風雅堂の音響については、単にスピーカー・マイク等の音響設備を設置するだけのものではなく、ホールとしてより良い音響性能・バランスを求めるため、施工管理は音響会社へ発注をしているところ。</p> <p>今回の工事については、実際の施工は限られた業者であるが、施工管理は市内の事業者で十分可能であったため、地元へ発注をしたものである。</p>
---	---

○No.3 市道幹 I - 12 号線舗装補修工事（設計施工：建設部道路課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 最低制限価格を下回る事業者が多かったことについて、事務局として思い当たることはあるか。	○ 6月15日開札をした案件である。令和4年度の舗装工事の入札機会は、この案件で3回目であり、舗装工事の事業者はまだ手持ち工事が少ない状況にあった。受注意欲が高く、競争が激しくなった結果、失格者が多くなったと推測している。
② 最低制限価格は工種により違うのか。誰も分からないものなのか。	○ 本市の最低制限価格は事後公表としている。最低制限価格基礎額は国と同じ割合で示しているが、電子入札の開札時にランダム係数を掛けて最低制限価格が決定されるため、事後公表されるまで分からない仕組みとなっている。
③ 発注側も分からないのか。	○ 発注者側も分からない。

④ 入札結果をみると、本当に受注を希望していたのは失格となった業者で、残りの3者は落札する気がないのでは、と思える。今回は予定価格と同額で入札した業者はないが、他の入札結果をみると、予定価格と同額で入札する業者もいる。他市でも一定程度あると思う。今回の工事を含め、施工しやすい工事に多いが、1万円程度で最低制限価格を下回り失格となった業者であっても、ある程度利益が出ると考えて入札しているのではないか。入札のための設計をする余裕のない業者は、予定価格に予想する率合を掛けて入札するというものが出てくるため、そのことの良否は分からないが、工事品質が悪ければ予定価格の事前公表はしない方が良いと思う。しかし、工事の品質が良いということは、この2年間の会議である程度分かっているため、予定価格の事前公表についても、競争性はあるのではないかと思う。予定価格が事前公表のため、その価格に今回は90%を掛けた入札では、くじ引きと同じようなもので、当たった人が落札するという形となっているが、そのことの良い悪いは別として、競争性はあるのではないかと思う。

⑤ 競争性は確保されているが、その中で場違いな人が落札してしまうというのは問題がある。失格になった業者の品質がこの金額では確保されない、ということではないと思う。その点も踏まえて入札制度について、事務局でも確認・検討していただければ。

⑥ 入札時期に応じて最低制限価格の算出を変更できる仕組みも良いのでは。

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和4年8月から令和4年11月までに契約した工事の入札結果について報告（資料3、資料4）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 随意契約の8号と2号の区分けを教えてください。また、3番目の東山浄水場薬注ポンプ分解修理工事が会津若松工業団地5号排水ポンプ改修工事と似ているが、工事が地元で施工管理出来ないのは何故か。</p>	<p>○ 随意契約は地方自治法の中で出来る場合に限られる。入札を2回実施して落札者がなかった場合、随契に移行する際は8号随契となる。施工出来る業者が1者に限られ、相手方が特定される場合は2号随契となる。</p> <p>東山浄水場薬注ポンプ分解修理工事については、水道水に注入する薬の調整が非常に困難であるため、施工管理を含めて地元の事業者では難しいと判断し、メーカーに発注をした。</p>
<p>② 93番の六軒浄水場ろ過池過料工事について、失格となった理由は工事費内訳書の間違いであったとのことだが、工事費内訳書を間違えると落札候補者にもならないのでは。</p>	<p>○ 入札契約の流れは、電子入札システムにおいて開札を行い、最低制限価格等の計算がなされるため、それを基に落札候補者をシステム上で決定する。その後、システムから工事費内訳書をダウンロードし、事後審査の中で工事費内訳書や事業者から提出される技術者等の書類を同時進行で確認を行い、問題がなければ落札者として翌日に決定しているところ。その事後審査の中で工事費内訳書の誤りであったり、技術者の配置が困難であると申し出されたり、技術者が適切でなかったりと、様々な事由により不調となる案件が発生している。（事務局）</p>

令和4年8月から令和4年11月までの間の入札参加停止措置の実施状況について報告（対象なし）（資料5）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
特になし	

【その他】

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 昨年まとめた資料を説明いただく中で、予定価格の事前公表については、すぐに変更するのではなく、検討していくこととなった。全国でも予定価格を事前公表していたが事後公表に変更した自治体や、その逆の状況については、簡単にはまとめられないため、時間をかけてまとめてもらうこととしていたと思うが、検討状況はどのようになっているか。</p>	<p>○ 昨年度、令和2年度における入札契約結果について検証したところ、現時点においては、予定価格の事前公表による弊害は見られなかったところであるが、今後についても注視しながら適正に入札制度が運用されているか、弊害が生じていないかを確認していくと答弁させていただいており、今度も注視していく。</p> <p>今の予定価格の公表時期の全国的な傾向であるが、国で昨年3月に示した数字では、全件事後公表が全国の県・市町村を含め37.4%、全件事前公表としているのが36.7%であり、ほぼ拮抗している状況。事前公表と事後公表を併用している団体は18%程度。推移は事前から事後への変更、事後から事前への変更が一定数ある。事前から事後への変更は、国からの要請を踏まえながら試行的に行うというものが多いと考えている。事後から事前への変更は、談合等の漏洩事件をきっかけに推移しているのが実情であると推測している。</p>
<p>② 前回までの会議で、予定価格は事前公表にすべきではない、という意見が5人のうち3人であったかと思う。事前・事後のメリット・デメリットはあるため、推測されるような理由ではなく、類似の都市で調査すべきと思う。この有識者会議を続けていくのであれば、1年かけて類似都市については、事前はどこの自治体か、事後はどこの自治体か、変更した理由は何かを確認すべきだと思う。</p> <p>事前公表でも事後公表でも、競争性があり、良い工事をしてもらえれば市民にとって良いと思うため、検討していただければと考</p>	<p>○ 現時点では国が公表している自治体の事前・事後の結果しか把握していないが、類似の団体の状況について、時間を貰って調査し、有識者会議へお示ししたい。</p>

えている。

- ③ 事務局には、通常の業務もあり、一定の時間が必要と考える。負担が大きくなりすぎないよう進めていただければ。
- ④ モラルハザードとまで言えるのかと思ってはいるが、8月30日から3月15日までの110件のうち予定価格で入札をしている案件が26件ある。そのうち、落札したものが5件あり、うち3件が再公告の案件であった。いろいろな業者が予定価格近辺で入札している。これは、受注できなくても良いと思いつつも、技術者がいるため、予定価格近辺で応札してしまえ、ということだと思う。先ほど、他市でも同様の状況があると聞いたが、数も多いのか、年に数回なのか。本市の場合、過去は年に1回くらいで、最近は多くなっている気がする心配している。
- 市民のために、そういう業者がなくなるにはどうすればよいか、他市でこういう事態を防ぐための策はないか。法律では縛ることができないため、業者の良心に訴えるしかないと思う。事業者によるが、大手は予定価格を事前公表して欲しくない、中小企業は事前公表が良いとの意見が実態としてある。
- そういう状況の中で、少しでも良い入札になっているかを検討してもらうことが必要である。
- ⑤ 競争性が働いていれば良いが、応札者が少ない中では、予定価格を示すと弊害はある。今後の検討課題としていただければ。

【事務局より】

- 次回の抽出事案の担当は、渡部委員とする。
- 令和5年度第1回の会議は、令和4年7月頃の開催を予定。